

## ITL NEWS

No.44

## 立命館大学大学評価・IR 室開設記念シンポジウム まえがき

2019年9月5日、立命館大学での大学評価・IR 室の開設を記念し、教育・学修支援センターとの共催で、シンポジウム「大学の内部質保証をどう実現するか—認証評価や IR の視点から—」が開催されました。国際通用性を踏まえたうえでの大学の内部質保証は、認証評価に対応するだけにとどまらず、今後の大学運営の基盤となる重要な課題です。この重要なテーマについて、IR の歴史の変遷から今後のあり方について、非常に有意義な講演と建設的なディスカッションが行われました。今回の ITL ニュースでは、ご登壇いただいた方々に、その要旨をまとめていただきました。今号が、各学部や研究科の IR 推進のお役に立つことを願っています。

### 開会の挨拶

学校法人立命館総長 仲谷 善雄

本シンポジウムでテーマとしている「質保証」については、2018年11月に公表された中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の中でも、「教育の質の保証」として章立てがなされ、「保証すべき教育の質」についての議論が展開されています。また、その過程において、IR（インスティテューショナル・リサーチ）にも言及がなされています。

2018年4月より「機関別認証評価」が第3期を迎え、本年は学校教育法および私立学校法が改正、私立大学ガバナンス・コードが公表され、「全国学生調査」の施行実施が予定されるなど、この分野は大きく変動していることもあり、皆様のご関心も強いテーマと感じております。

立命館大学は、2019年春にオーストラリア国立大学との共同学士課程である「グローバル教養学部」を開設し、16学部22研究科の構成となりました。学生数は約3万6千名、キャンパスを京都・滋賀・大阪に展開し、広範な学問領域と複数の教育研究拠点を持つ本学においては、全学的な観点による内部質保証の推進は大きな課題です。この課題を克服すべく、本学では2005年に自己点検・評価に関する仕組みの構築を目的として「大学評価室」を設置し、教育研究の改善・向上に向けた自主的・自律的な自己点検・評価、外部評価に取り組んでまいりました。2018年度はこれらの取り組みを踏まえ、大学基準協会の第3期機関別認証評価を受審し、幸いにも「適合」判定を頂くことができました。あわせて、内部質保証の仕組みについても評価を頂くことができ、教育研究に日々邁進している教職員の励みになるものと考えております。



また、立命館アジア太平洋大学（APU）は、「アジア太平洋の未来創造」を体現し、国際社会に貢献する人材の養成を目的としており、国際学生が約半数、外国籍教員も約半数という構成の中で、日英二言語で授業を行っている大変ユニークな国際大学です。APUは2016年度にビジネス教育の国際的な認証評価機関「AACSB」の国際認証を取得し、2017年には大掛かりなカリキュラム改革にも取り組みました。2020年、APUは開学20周年を迎え先進的なグローバル化が進んでいますが、国内における質保証の枠組みとともに、重要性が高まっている教育研究の国際的通用性について、APUの事例は貴重な示唆を得る機会になると期待しております。

立命館大学では、第3期の認証評価受審に向けて全学で内部質保証システムの検証を進める中で、自らを俯瞰して教学マネジメントに関するシステムや特色等を再認識すると同時に、さらなる高度化の必要性も認識いたしました。このような認証評価受審を通じた経験も契機のひとつとして、2019年4月、「大学評価室」を「大学評価・IR室」に改組し、これまでの各部門での蓄積を活かしながら、全学的・部門横断的なIR機能の構築に向けた検討に着手しております。

2016年度に大学評価委員会の評価委員として、貴重なご示唆をいただきました川嶋先生、また山本氏に改めまして、認証評価やIR等について、ご講演、ご報告をいただくとともに、学園内2大学（立命館大学・立命館アジア太平洋大学）の現状について事例のご報告を申し上げ、内部質保証の推進に関わり、皆様と課題を共有し、今後に向けた有益な議論の場にできればと考えております。

## 基調講演「大学評価・大学経営・IR」

大阪大学 高等教育・入試研究開発センター長 川嶋 太津夫

### ① IR と私

はじめに、私とIRとの関わりを少しお話ししたい。前任校の神戸大学で学長補佐として神戸商船大学との統合と国立大学の法人化を経験した。国立大学の法人化は未知の世界であったが、天野郁夫先生が指摘されたように、それは「知的共同体」から「知的経営体」への移行を意味する。政府の一付属機関から、独立した法人格を有する機関に変わることによって、「理論的」には政府から自立した大学に、自律的な「経営」を迫るものであった。そのためには、自大学と環境について客観的な情報が不可欠である。



法人化に先立って招聘した2名の海外研究者からのアドバイスを受け、法人化と同時に「情報・評価室 Office of Institutional Research and Assessment (OIRA)」を立ち上げた。兼務の室長（自分）、助手、そして兼任事務職員の3名で、元倉庫であった部屋を整備しながら、まずは、学内にどのようなデータや情報が、どこにあるかの確認作業から開始し、第三者評価対応、メディアからの情報提供への対応、そして何よりも、法人経営に必要な情報を集取し、分析するために、一元的なデータベース「Kobe University Integrated Data (KUID)」の構築を開始した。

また、学習成果の測定（アセスメント）については、全学評価・FD委員会委員長として、情報・評価室の後継組織である企画評価室の教員と連携して、授業評価アンケート、入学時アンケート、卒業時アンケートなどの実施や各教育課程における教育の質保証指針やチェックリスト（ループリック）の整備を行った。

その後大阪大学に異動し、現在は高等教育・入試研究開発センターの教育改革部門で、SERUなどの学生調査を含む学生・教育データを収集、分析するデータサイエンスに関わっている。なお、教育・学生関係以外のデータについては経営企画オフィスのIR部門が担当している。

### ② IR とは

IR (Institutional Research) は、米国の大学で1960年代に外部からの様々なリクエストへの対応や大学経営の効率化を進めるために、データに基づく意思決定の必要性が高まったことから始まったとされる(Swing)。米国でも合意された定義があるわけではないが、「大学の計画策定、政策立案、そして意思決定への活用を目的として、大学のあらゆる機能を経験的に記述することを目指す諸活動の総体」(Saupe)、つまり大学が、その活動の全てあるいは一部の活動に関して意思決定を行うために、大学の活動の総体についての情報を恒常的に収集し、意思決定に資するような分析を行う活動をIRと呼んでいる。

Volkwein等による整理によれば、IRの業務は大きく次の3つに分類される。(1)大学内外に向けての報

告書作成と政策分析、(2)大学の各種計画立案、入学者と財務の分析、(3)成果診断、プログラム点検・評価、大学の有効性確認、ア krediteーション対応。そして、これらの活動を通じて、IR は大学が情報に基づく様々な意思決定を行う際の支援を行うのである。

ただし、これら3つの業務がどの大学でも等しく実施されているわけではなく、それぞれの大学が置かれた内外の文脈によって、IR 業務の内容が異なっていることは言うまでもない。実際、米国では組織の名称すら大学によって異なり、Office of Institutional Research (IRO) の他に、2000 年前後の連邦政府のアカウンタビリティ重視の政策により、ア krediteーションでより一層学習成果が強調されるに伴い、第3の業務を重視している機関では、Office of Institutional Effectiveness と呼んだりしているし、大学によっては、IRO とは別に Office of Assessment を設置している例もある。そして、近年組織の名称に、IR の基本的機能である「意思決定支援」を明記する大学が増えてきている。例えば、Stanford や IUPUI は、Institutional Research & Decision Support の名を冠している。もっとも、米国の知人によると、大学からのリストラ圧力を避けるために、何か新しい業務をしているように見せることが、名称変更の主な理由だそうであるが。

### ③日本の IR

2014 年の大学分科会の審議まとめ「大学のガバナンス改革の推進」においては、「IR の充実」に言及した部分があり、IR とは、「大学自らの置かれている客観的な状況について調査研究する」ことであり、「一般に、教育、研究、財務等に関する大学の活動についてのデータを収集・分析し、大学の意思決定を支援するための調査研究を指す。」との注記がされている。(p.19) このように、IR については、米国同様、大学の諸活動に関して情報収集、分析し、大学の各種の意思決定を支援する包括的な役割を期待されていた。

では、現状はどうなっているのであろうか。文部科学省が毎年度実施している「大学における教育内容等の改革状況」調査に「IR に関する取組」が調査項目にあげられたのは、2012 年度で、その前年度（2011 年度）の IRO 設置大学は全大学の 7.4% の 56 大学に過ぎなかったが、その後年々増加し、一番新しい 2017 年度の調査では、ほぼ3分の1の大学に当たる 279 大学で設置されている。また、その業務は、回答率の高い順に、大きく分けると(1)評価対応、(2)アセスメント、(3)大学経営支援となっていて、いわゆる「教学 IR (米国大学での Assessment や Effectiveness)」の業務が多い。この背景には、2012 年 8 月に出された中教審答申「新たな未来を築くための大学の質的転換に向けて」で、日本の大学生の学習時間や学習成果の低さ、そして全学的な教学マネジメント体制の問題点が指摘されたことがある。実際、その翌年から始まった「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ1の評価項目にあげられている IR の説明には「学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を必須とし、単に入試や大学・法人の経営に関するものは該当しない」と教学 IR に IR を限定している。さらに、2018 年の中教審答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」で全学的な教学マネジメント体制に関して言及した箇所には「教学 IR 体制の確立」(p.31)の記載がある。このように、日本の多くの大学の IR の現状は、最近の高等教育政策（補助金）の影響を大きく受けて学生の学習時間や学習成果の把握など、アセスメントを重視したいいわゆる「教学 IR」を重視した活動内容となっている。



### ④大学評価と IR

欧州の大学教育の質保証のガイドライン (Standard and Guideline for Quality Assurance) が指摘するように、質保証の中核をなすのが各大学の「内部質保証システム」である。それが機能しているかどうかを、外部からの視点で確認するのが、我が国の認証評価や米国のア krediteーションなどの役割である。そこで、2018 年度から始まった認証評価の第3サイクルでは、内部質保証が重点評価項目になり、各大学の自主的・自律的な質保証の役割が飛躍的に高まっている。

内部質保証とはどのような仕組みや営為を指すのかは、それぞれの評価機関によって少しずつ異なるようであるが、大学改革支援・学位授与機構によれば「大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること」である（『高等

教育の質保証に関する用語集』第4版 p.98、下線部は筆者)。つまり、文部科学省や認証評価機関など、大学外部からの指摘の有無にかかわらず、大学の責任において点検・評価を実施し、その結果に基づいて必要な改善を行い、その教育研究等の質や水準の保証を大学自らが行うことである。中世に教師または学生の組合として自生的に叢生した欧州の大学は、政府や社会権威からは自立、自律して、学位授与機関として自らの地位とその質を守るという文化が根付いているが、明治以降に政府の管理のもとで設置されてきた日本の大学には、なかなか理解が進まない考え方かもしれない。

このような自律した内部質保証の考え方においては、まず、大学の教育研究等の現状を客観的に把握すること、つまり、自己点検とその結果に基づく自己評価が最初の出発点となる。この点において、IR 組織あるいはその機能が不可欠であり、極めて重要な役割を果たすことになる。

認証評価では教育の質保証が重視されていることから、授業科目（教員）—教育プログラム（学科・専攻）—学部・研究科—大学の各階層でデータや情報を収集し、それぞれのデータ・情報をより上位の階層に報告する仕組みの構築が必要であり、それには ICT を活用し IR 機能を効率的に構築する必要がある。

逆に、質保証の点からは、収集、分析された客観的なデータや情報をもとに教育の現状を評価し、大学の責任で（例えば、全学の評価委員会や質保証会議など）学部・研究科—教育プログラム—授業科目へと、今度は逆の方向で改善などの必要な指示を示す回路を構築する必要がある。米国ではこの一連の回路を“Closing the Loop”と呼んでいる。

このように、教育の内部質保証は、教育に関するデータや情報をいわば「メディア（共通通貨）」として、下位階層と上位階層との間で往還させる仕組みに依存しているので、「メディア」であるデータや情報の定義の明確化は不可欠であるが、現状では課題も多い。

#### ⑤まとめと課題

AIR の前事務局長の Swing によれば、IR の在り方に定型は存在せず、すべて文脈依存だという。したがって、我が国の「教学 IR」重視も、我が国の高等教育政策の結果に対する大学側の対応だとして宜なるかなとも言えよう。しかし、少子高齢化の急激な進行、AI、IoT の急速な発展、さらなるグローバル化の進展など、大学を取り巻く環境はますます不透明さを増していることから、教育の質保証のみならず大学経営全般について、より一層客観的な情報に基づいた意思決定 (Information-based decision making) が必要不可欠になってくる。

しかし、IR に投資できる人員などの資源は、残念ながら限られているのが現状である。

そこで、日本の大学の IR の充実を今後図るための課題や参考事例を最後に指摘しておきたい。

- ・ IR の仕組み構築で、最初に直面するのがデータ・情報の存在（場所）確認とそれらを集約した統合データベースの構築である。しかし、我が国の現状からすれば、集権的な統合データベースの構築には莫大な時間とエネルギーを要するために、各関係部署が有しているデータ・情報をそれぞれが管理する分散型が現実的であろう。ただし、大学の IRO と各部署との連携は不可欠で、IR 職員にはそのための調整能力が求められる。
- ・ 統合型であれ、分散型であれ、多くの個人情報や大学の重要なデータを扱うため、データベースが構築された際には、誰がどのレベルのデータにアクセス可能で、どのような分析を認めるのかといった、データ・ガバナンス体制の確立が必要となる。
- ・ IR の役割を広く大学の様々な意思決定支援であると理解した場合、その支援対象は大学の執行部や管理者を想定するのは極めて自然であるが、しかし、大学という組織の中で、日々意思決定を行なっているのは、単に執行部や管理者ばかりでなく、一人一人の教職員や学生も意思決定者である。特に、学生は入学後の履修科目の選択から将来の進路の選択まで、一人ひとりにとって極めて重要な意思決定を日々行なっている。そこで、今後は、学生一人ひとりを IR の重要な顧客として捉え、彼らの意思決定に資するような情報提供の在り方を充実させていく必要がある。(A.I.R.)
- ・ 上記のように顧客層の拡大が不可欠となると、現状の限られた陣容では対応できないのは当然である。そこで、データベースだけでなく、IR 組織や機能も学内に分散配置し、ネットワーク型の IR 組織を構築していく必要がある。そのためには、IRO の専任スタッフによる各部署の IR 担当者を対象とした研修も不可欠になってくる。
- ・ 最後に、米国では IR は各大学のみならず、高等教育システムを所管する州レベルでも積極的に行われている。この点で、日本は課題が多いと言わざるを得ない。各大学団体、そして何よりも文部科学省の IR 機能の強化を切に望みたい。

## 参考文献

- ・ A.I.R. (2016), *Statement of Aspirational Practice for Institutional Research*.
- ・ Swing, R. L. (2015), "Forward" in K. L. Webber & A. J. Calderon eds., *Institutional Research and Planning in Higher Education: Global Contexts and Themes*. Routledge.
- ・ Saupé, J. (1990), *The Functions of Institutional Research (2<sup>nd</sup> ed.)*. A.I.R.
- ・ Volkwein, J. F. et al., (2012), "The Structure and Functions of Institutional Research" in R. D. Howard et al. eds., (2012), *The Handbook of Institutional Research*. Jossey-Bass.

## 注記

本文は、2019年9月5日に立命館大学での講演をもとに、新たに書き下ろしたものである。

## 事例紹介「立命館大学における内部質保証の推進 －第3期認証評価の経験をふまえた到達点と課題－」

大学評価・IR室 副室長／教育開発推進機構 鳥居 朋子

16学部22研究科を有する立命館大学で、内部質保証システムを有効に機能させることは容易ではありません。それは、大学の内部ではたらく「遠心力」（各学部・研究科の3ポリシーに則した学習・教育の展開や、専門分野に依拠した革新的な学問研究の進展等）と「求心力」（機関としての一体的な質保証）とを調和させるという難問に直面する過程だと言えるでしょう。第3期認証評価の受審に向けては、2016年度の大学評価委員会での指摘事項をふまえ、2017年度に自己評価委員会を内部質保証の推進を中心的に担う組織に位置付けました。教学、教育研究等環境、入試、学生、社会連携、大学運営・財務の各領域に応じた6つの部会を置く自己評価委員会は、大学における全学－教育プログラム（学部・研究科等）－授業という重層的な組織構造を基本としながら、全学的な観点による点検・評価を行っています。とくに教学分野では、学長－自己評価委員会－教学部会－学部・研究科－教員といった垂直方向の組織構造に照らして、全学的かつ大綱的な計画策定を行うトップ・レベルからの下向きの方針展開と、学部・研究科等のミドル・レベルにおける方針の具体化・実行および検証に基づく結果を全学的かつ大綱的な計画策定に反映するシステムとなっています。つまり、中長期計画などの全般的・大綱的な方針を、学部・研究科がそれぞれの特徴に応じて多様な形で自律的に具体化・実行し、授業ないし科目の成果検証を含んだ教育プログラムの点検と評価を年次の部分的な改善および中長期的なカリキュラム改革に結びつけるというアプローチです。



「適合」となった第3期認証評価の評価結果では、内部質保証について「長所」が付されました。とくに、学部・研究科の自己点検・評価を改善・向上に繋げる内部質保証体制の構築、学部・研究科ごとの専門分野別外部評価や大学全体の外部評価、全学協議会等の学生参画の制度化、内部質保証システムの適切性や客観性の担保等について高い評価を得ました。しかし、内部質保証システムの有効性の向上は継続的な課題です。全学と学部・研究科の点検・評価の連携、年次のモニタリングと中期的なレビューの有機的な連携、専門分野別外部評価の第2サイクル、グローバルな環境における質保証のあり方の検討、大学評価と中期計画の推進のいっそうの連携、内部質保証を支えるインスティテューショナル・リサーチ機能の強化・充実等が具体的な課題です。さらに、これらの個別課題への対応に止まるだけでなく、全学的な質文化の醸成が肝要なこととなります。

## 事例紹介「データリクエストから考える内部質保証システムの起点と到達点 ～ IR (Institutional Research) によるアセスメント支援」

明治大学 教学企画事務室 山本 幸一

アセスメント<sup>1</sup>の到達点は、開始されたアセスメントを、Closing the Loop、すなわち、大学経営陣や担当部門によって改善策を実行し、改善プロセスを完結させることにあります<sup>2</sup>。‘ループを閉じる’と直訳しても、‘改善サイクルを循環させる’と理解できましょう。内部質保証システムとは、短期的な改善サイクルを循環させることで、徐々にスパイラルアップをはかり、中長期的に大学の理念・目的の達成を目指すことです。ただし、多くの大学では、分析結果を改善に活かすことが難しく、アセスメントの完結に苦勞さ

れています。

明治大学の IR を担当してきた筆者の立場から、内部質保証システムの向上を考えた時、Closing the Loop に注目しつつ、アセスメントの起点も支援できるのではないかと思います。アセスメントは、何かを改善するための手段ですので、自大学で改善したいこと、つまり大学固有の問題を把握することが起点となります。何を問題現象として定義するのか、その起点が不明確なままでは、アセスメントも完結しません。例えば、「FD が低調」なことは、改善の起点になりそうですが、FD で誰のどのような問題を解決したいのかは語られていません。真の事実、問題現象が、入学後の学力格差であれば、授業方法の FD ではなく、学力格差を理解する FD でなければ、改善サイクルは完結しません。

IR 担当者として、データリクエストを受ける過程で、現場の改善志向や問題意識を伺うことがあります。データリクエストには、例えば、重点研究分野の探索（研究部）、教員任用計画における指標活用（人事部）、学内備品配備の最適化（総務部）、中長期計画の指標選定（学長室）、事業計画策定の支援（企画部）、語学科目の目標スコア見直し（国際部）、入試科目と初年次教育の相関（学部）、企業向け学生紹介資料集の作成（就職部）などがあります。これらには、アセスメントの起点となる問題現象、解決したい課題の端緒が内包されており、IR には、Closing the Loop に向けたアセスメントの起点を考える材料があるのです。

最近の大学評価担当者には、ディプロマ・ポリシーの測定を所与として内部質保証システムを構築し、アセスメントの起点たる自大学の詳細な現状分析まで思い至らないこともあるようです。しかし、IR に寄せられるデータリクエストからは、部門長や学科責任者が解決したい問題を理解できます。本学では、2017 年度から自己点検・評価の項目を総括的な項目から、学生の成功やカリキュラムに焦点化しましたが、IR



は項目設定を支援し、一部には IR が提供するデータから現状分析と評価を行う仕組みを取り入れました。

学生の成長を促す改善方策は、ディプロマ・ポリシーの測定のみで策定することは難しく、教育現場での短期的な課題解決の積み重ねがあつてこそ、中長期的なアウトカムの達成に向けたスパイラルアップが期待できます。IR は大学の諸活動全体を俯瞰する機能特性を活かし、大学固有の問題を見出すアセスメントの起点を支援することからも、内部質保証システムを支援できると思うのです。

- 1 ここでは、学生の評価など教育分野に限らず、大学の諸活動全般についての効果測定を指す。
  - 2 例えば、訪問調査（2019 年）した米国の大学では、アセスメントの手順を、①目標を定義する、②目標の到達を評価する、③プログラムの改善を実装する（closing the loop）と説明している（参考資料：New Mexico Highlands University (NMHU) Outcomes Assessment Handbook, p.4)。
- 参考文献 藤原宏司（2015）「IR 実務担当者からみた Institutional Effectiveness ～米国大学が社会から求められていること～」、『大学評価と IR』、第 3 号、3-10。

## 事例紹介「国際認証から見た日本の高等教育制度と APU における取り組み」

立命館アジア太平洋大学 副学長 横山 研治

2000 年に開学した APU は、グローバル人材教育のために、キャンパスに実際の多文化環境を作ることを戦略とした。その際、APU は目指すべき多文化環境を「3 つの 50」で表した。国内学生 50% で国際学生 50%、国際学生の国数は 50 カ国以上、外国籍教員比率が 50% 以上である。

「3 つの 50」を実現するための教学施策として、「年 2 回の入学」と「日英 2 言語教育」を導入した。世界の学年歴は一様ではない。ギャップイヤーなしに学生を受け入れるためには最低でも 4 月と 9 月の年 2 回は必要であった。また、多文化のキャンパスを実現するには、英語による教育が必要であり、1 つの教科は必ず日英での開講とすることとした。さらに、当初は日本語で授業を受ける学生は言語教育の英語を履修しなければならない。逆に、英語で科目を履修する学生は、日本語科目が必修となっている。最低でも 2 言語を習得することが Learning Outcome のひとつである。実際、国際学生の多くが 3 言語から 4 言語を高いレベルで運用できる。



「年2回の入学」と「日英2言語教育」が功を奏して、多くの国際学生が志願する大学となった。しかし、その結果として、APUは好むと好まざるとに関わらず、世界の学生獲得市場に巻き込まれることとなった。そのような中、APUは教育の国際通用性を高め、国際市場で競争力のある大学となるため、国際認証の積極的取得を戦略とするようになった。ビジネス系国際認証であるAACSBもそのひとつであり、APUは2016年に取得した。

国際認証取得に際しての問題点は、そのスタンダードが国内の法律・制度・慣習と必ずしも一致しないことである。例えば、AACSBのスタンダードのひとつである学びの質保証 (Assurance of Learning) は、日本で知られている内部質保証 (Quality Assurance) とは異なっており、どう両者が関連しているのか知る必要がある。さらに、学びの質保証はPDCAサイクルであるが、サイクルの段階ではカリキュラムの変更や修正が容易に出来ることを前提としている。しかし、日本のカリキュラムは硬直的であり変更が容易ではない。また、教員資格においても学位を持っていることを前提とした制度は日本の制度と相容れない。その他いくつかの問題がある。

国際認証だからといって全てをスタンダードの合わせる必要があるかといえば、必ずしもそうではない。多くの国際認証は国内制度や法制度の尊重を謳っている。しかし、重要なことは国際基準と国内制度をどのようにすり合わせるか、そしてすり合わせの結果を教育の目的に合わせてどのように説明するかが重要であり、国際認証取得の要である。

## まとめ

大学評価・IR室 室長／総合心理学部 仲真紀子

立命館大学での大学評価・IR室の開設を記念し、2019年9月5日、朱雀キャンパス大ホールで上記シンポジウムが開催されました。登壇者は川嶋天津夫教授（大阪大学）、鳥居朋子教授（立命館大学）、山本幸一氏（明治大学）、横山研治教授（立命館アジア太平洋大学）です。川嶋教授は基調講演「大学評価・大学経営・IR」においてIR (Institutional Research: 機関で収集されるデータに関わる / を用いた研究) の概念や歴史的経緯、現在日本で求められるIRにつきご説明くださり、データに基づく意思決定支援に資するIRの役割を強調されました。立命館大学、明治大学、アジア太平洋大学の各事例報告のあとフロアからの質問に答えるかたちでパネルディスカッションも行われました。認証評価のためではない、大学自体がより良くなるためのIRとはどのようなものかという問いかけに対し、自分の足で立っているという意識をもち目標と計画を明確にすること、問題を見極めコミットメントを促すボトムアップな取組を行うこと、世界の会議にも出席して国内外のGood Practiceに触れること、そしてよりよいPDCAを回していく——こういった活動を支えるIRが重要だ、といった議論が展開されました。参加者は学外200名、学内70名。関心の高さが窺われ、終了後のアンケートでも「大変刺激的であった」「自大学で取り組みを進める上で参考になった」と多くのポジティブな感想を賜りました。国際的にも通用する自律的な内部質保証をどう実現するか——この課題の重要性を改めて認識したシンポジウムでした。



## 【告知】 紀要『立命館高等教育研究』第20号を発売します！

紀要『立命館高等教育研究』は、日頃、教職員が取り組んでいる教育実践・授業研究について全学での認識の共有を図るとともに、学外の関係諸機関に対して情報発信を行っていくことを目的として発行しています。このたび第20号を2020年3月末に発売予定です。

### 【特集：立命館大学の内部質保証の取組み】について

第20号の特集では、「立命館大学の内部質保証の取組み」に焦点を当て、昨年度受審した第3期認証評価への対応と成果、また、これまでの自己点検・評価活動を総括し、教学部会や学生部会の部会長や大学評価室の教職員を中心に執筆をお願いしました。

第3期認証評価では、第2期とは異なり、全学的視点での自己点検・評価の取組みと内部質保証システムがいかに機能しているかという点が重要視されました。本学では、認証評価を含めた外部評価の受審はもちろん、毎年度、内部質保証を推進するため自己点検・評価を行っています。全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、教学を担当する副学長を委員長とする自己評価委員会が中心的な役割を果たすとともに、学部・研究科においても自己点検・評価を行い、当年度教学総括・次年度計画概要をまとめています。

これらの活動は本学の理念・目的、教育目標および各種方針の実現に向けての自律的な活動であり、質保証に関して、組織内の理解を促し、組織文化の定着をはかる重要な取り組みです。また、その結果は社会的な公表を行うことで、社会的な説明責任を果たす意味を持っています。第20号の「特集」は、「立命館大学の自己点検・評価の取組」をテーマに、下記の内容で直近の第3期認証評価への対応と成果も踏まえて、これまでの自己点検・評価活動の総括を行います。

### 【特集：論題・執筆者】

- |   |   |
|---|---|
| ①立命館大学における「学生育成目標」策定の意義<br>— 広義の学生支援に関する内部質保証充実に向けて —<br>石坂和幸（立命館大学総合企画部部长） | ②立命館大学における内部質保証の取組み<br>— 内部質保証システムの特質および課題を中心に —<br>鳥居朋子（大学評価・IR室 副室長／教育開発推進機構教授） |
| ③学習者支援の自己評価<br>— R2030に向けたピア・サポートと全学協議会 —<br>長澤克重（立命館大学学生部部长）               | ④立命館大学における教育課程の自己評価と学習成果の検証<br>— 第3期認証評価受審を踏まえて —<br>森岡真史（立命館大学教学部部长）             |

### 論文・実践研究・報告・実践レポートについて

第20号では、特集原稿の他に立命館の教職員が取り組んでいる教育実践・授業研究について、下記の内容で論文・実践研究・報告・実践レポートを掲載する予定です。

### 【論文・実践研究・報告・実践レポート：論題・執筆者】

- |  |   |
|--|---|
| ①論文 「探究的な学習」の歴史的形成について<br>— 高大接続改革に向けた基礎理解の研究 —<br>蒲生諒太（立命館大学教育開発推進機構FD支援担当嘱託講師）   | ②実践研究 ライティング支援SAPPにおけるチューターの指導戦略の分析<br>山下美朋（立命館大学生命科学部准教授）  |
| ③報告 大規模授業における多文化協働グループワークの試み<br>— 包括的コースデザインとTAの戦略的活用 —<br>木村力央（立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部教授）   | ④実践レポート 共修を目的とした英語で開講する授業におけるアクティブラーニング促進の実践と課題<br>カンダボダP.B.（立命館大学国際教育推進機構准教授）<br>鳥居朋子（大学評価・IR室 副室長／教育開発推進機構教授） |
| ⑤実践レポート 大学内における学生の正課外活動への支援体制と課題 —BBPでの実践を題材に—<br>カンダボダP.B.（立命館大学国際教育推進機構准教授）<br>羽谷沙織（立命館大学国際教育推進機構准教授）<br>石川涼子（立命館大学国際教育推進機構准教授）<br>筆内美紗（立命館大学国際教育推進機構国際教育担当嘱託講師）<br>村山かなえ（立命館大学国際教育推進機構国際教育担当嘱託講師） | ⑥実践レポート 教職協働による「生命科学部 独自留学プログラム」の参加者の増加に向けた取り組み<br>辰野有（立命館大学生命科学部事務室職員）<br>山中司（立命館大学生命科学部教授）                    |
| ⑦実践レポート 立命館大学の内部質保証における「長所」の特徴<br>— 自己点検・評価報告書のテキストマイニング分析を通して —<br>大田桂一郎（立命館大学教務課職員）  |   |

紀要『立命館高等教育研究』第20号 送付の申し込み  
2020年4月以降に下記の教育開発推進機構の  
ホームページにてご案内いたします。  
<http://www.ritsumeikan.ac.jp/itl/>



立命館大学教育開発推進機構 〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

TEL: 075-465-8304 FAX: 075-465-8318 email: fd1cer@st.ritsumeikan.ac.jp <http://www.ritsumeikan.ac.jp/itl/>

発行日: 2020年1月 編集・発行: 立命館大学 教育開発推進機構